

平成27年度 住民税申告相談のご案内

確定申告は2月16日(月)から3月16日(月)までです。

◆申告相談の日程及び場所

月 日	曜 日	時 間	対 象 地 区	会 場
2月16日	月曜日	8:30 ~ 17:00	幌延地区全域	幌延町役場大会議室
2月17日	火曜日	8:30 ~ 17:00		
2月18日	水曜日	8:30 ~ 17:00		
2月19日	木曜日	8:30 ~ 17:00		
2月23日	月曜日	10:00 ~ 16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター
2月24日	火曜日	9:00 ~ 15:00		

※当日都合の悪い方は、別の相談会場または上記相談日以外の日に、会計課財政グループ税務担当窓口までお越しください。

◆確定申告を必要とする主な方

- 1 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- 2 年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 3 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他に20万円を超える所得がない方は、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要となる場合があります。

◆給与所得者で確定申告することによって、源泉徴収税が還付(還付申告)される方については、既に役場で受付しています

- 平成26年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円または所得の5%を超える方
※事前に人毎・病院毎に集計されているとスムーズに申告手続きを済ませることができます。
- 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方、または増改築をされた方で、一定の要件に該当する方

◆申告相談にお越しの際には、次の物を持参してください

- 1 印鑑
- 2 平成26年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
- 3 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
- 4 医療費等の領収書
- 5 障がい者のいる方は障害者手帳
- 6 国民年金支払証明書
- 7 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の領収書等
- 8 申告者本人名義の口座番号がわかるもの(還付金が発生した場合に必要です)

詳細については、会計課財政グループ税務担当にお問い合わせください。(電話 5-1113・告知端末機 5-8813)

稚内税務署からのお知らせ

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成27年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです。還付申告については、平成27年2月15日(日)以前でも行えます。(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません)。

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成27年3月16日(月)です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)または住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税及び復興特別所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利ですのでぜひご利用ください。

(注) 1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

2 納付が法定納期限(平成27年3月16日(月))に遅れた場合、または残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —